

関係事業主様

北海道労働基準局登録教習機関
登録番号 北労安教 第254号
(社)北海道労働基準協会連合会岩見沢地区支部
(岩見沢労働基準協会内)

小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

労働安全法（第61条・施工令20条第7号）により、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転業務に従事する方は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方等、法定有資格者に限られております。

つきましては、この度当協会が技能講習規定に基づき、標記講習会を下記により開催いたしますので、貴事業所に於ける該当者を是非受講させていただき、クレーン等の災害防止に資するようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時及び (第2回講習)

受講科目 平成31年 3月12日(火)

8:50~16:20 小型移動式クレーンに関する知識(休憩時間含む)

16:20~17:20 関係法令

平成31年 3月13日(水)

9:00~12:10 原動機及び電気に関する知識(休憩時間含む)

13:00~14:00 学科終了試験

14:30~16:30 小型移動式クレーンの運転

平成31年 3月14日(木) 及び 3月15日(金)

9:00~14:00 小型移動式クレーンの運転(休憩時間含む)

14:10~15:10 実技修了試験

2. 会場 (学科) 駅東広場 イベントホール赤れんが (岩見沢市有明町南1番地7)
(実技) 古沢工業株式会社 (三笠市岡山1113番地4)

3. 受講資格 玉掛け技能講習修了者に限ります

4. 受講料 35,174円 (受講料・テキスト代消費税含)

なお、欠席の場合の受講料は、講習初日の前日までに申出がないときは、お返し出来ませんので、ご承知おき下さい。

5. 受付開始日及び 順次受け付け (お電話にてご予約状況をお確かめ下さい)

1講習 定員 20名に達し次第締切ります。

※ 定員10名に満たない場合は中止をする事もありますので、予めご了承願います。

6. 申込方法 受講申請書に6ヶ月以内に撮影した上身無帽の写真2枚と、玉掛け技能講習修了証の写し1枚(表・裏)を添えて、持参または、現金書留みにてお申込みください。

※ お振込みの場合はご連絡下さい。

岩見沢労働基準協会 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階、

岩見沢労働基準協会内 (公社)北海道労働基準協会連合会岩見沢支部

(TEL 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770)

7. その他

本講習は「建設労働者確保育成助成金」の対象になりますので、一定の条件を満たす建設事業主等は、北海道労働局職業安定部職業対策課分室(電話011-788-9132)に、詳細をお問い合わせ下さい。